

倉庫業法第9条の規定による掲示について

倉庫業法第9条及び同法施行規則第7条の規定に基づき、下記のとおり掲示する。

記

1. 事業所ごとの倉庫の種類

営業所名称	倉庫名称	種別
府中ロジスティクスセンター	1号倉庫	1類
府中ロジスティクスセンター	2号倉庫	1類
府中ロジスティクスセンター	3号倉庫	1類
府中ロジスティクスセンター	5号倉庫	1類
中部ロジスティクスセンター	大口倉庫	1類
中部ロジスティクスセンター	2号棟倉庫	1類
中部ロジスティクスセンター	3号棟倉庫	1類
長浜営業所	長浜1号倉庫	1類
長浜営業所	長浜2号倉庫	1類
東京ロジスティクスセンター	辰巳倉庫	1類
東京湾岸ロジスティクスセンター	11号棟倉庫	1類
大阪ロジスティクスセンター	門真倉庫	1類
埼玉ロジスティクスセンター	埼玉ロジスティクスセンター	1類
横浜貨物センター	横浜貨物センター	1類
大阪貨物センター	大阪貨物センター	1類
千葉ロジスティクスセンター	千葉ロジスティクスセンター	1類
富山営業所	富山倉庫	1類
福岡貨物センター	福岡貨物センター	1類

以上